

第1章 施設の目標及び運営の方針

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人東札幌病院が開設する厚別老人保健施設ディ・グリーネン（以下「当施設」という。）が実施する指定通所リハビリテーションおよび介護予防通所リハビリテーション（以下「当事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 当事業所は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、（介護予防）通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行い利用者の心身の機能維持、回復など在宅ケアの支援に努める。

- 2 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 利用者のニーズに対応して、医療と生活サービスを一体的に提供できる施設とする。
- 5 明るく家庭的な雰囲気を持ち、身近に利用しやすい施設として、利用者が家庭への復帰を目指し、生きがいを持って療養生活を送ることができる施設とする。
- 6 リハビリテーションやレクリエーションを通して入所者の日常生活能力を可能な限り維持・回復し、自立した生活に結びつけるよう務める。
- 7 当事業所では、市（区）等の地域サービス、地域の医療機関との連携、家族に対する緊密な相談・指導、ボランティアの参加を推し進め、高齢化社会に向けたコミュニティ（共同生活）の核となるような施設とする。
- 8 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 9 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

〔厚別老人保健施設ディ・グリーネンの基本理念〕

1. ホスピス・ケアの拡大
2. 地域社会の交流の場とする
3. ボランティア・イン・スピリット

(施設の名称及び所在地等)

第4条 施設の名称等

- (1) 施設名 医療法人 東札幌病院
厚別老人保健施設ディ・グリーネン
- (2) 開設年月日 平成6年10月1日
- (3) 所在地 札幌市厚別区厚別町下野幌 38 番 18
- (4) 電話番号 011-898-5580 FAX 番号 011-898-6760
- (5) 管理者名 施設長 石川 邦嗣
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 0150380046 号

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 施設長 理事長の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括し職員を指揮監督する。
- (2) 医師 利用者の診察、健康管理、保健衛生管理に従事するとともに、他の職員との連携を図る。
- (3) 看護職員 利用者の看護及び家族のケアを行う。
- (4) 介護職員 利用者の介護及び生活の援助、また家族への介護指導を行う。
- (5) 支援相談員 入所者への生活相談や利用者家族との相談、処遇の企画や実施を行う。地域への訪問活動、またボランティアの受け入れも行う。
- (6) 作業・理学療法士 言語聴覚士 医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成し、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 音楽療法士 心身の健康維持、快復、増進など音楽を用いて支援する。
- (8) 管理栄養士 食事の献立作成、栄養計算、入所者に対する栄養管理指導及び食事の相談を行う。
- (9) 事務職員 総務、人事、経理、請求事務、建物の維持管理等、必要な事務業務を行う。

施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
施設長 (医師兼務)	1 名			
医 師		1 名		
看護職員	2 名	1 名		
介護職員	11 名	4 名		
歯科衛生士		1 名		
理学療法士	4 名			
作業療法士	2 名			
言語聴覚士	1 名			

第3章 通所定員及び営業時間

(通所定員)

第6条 利用定員は70名とする。

災害等やむを得ない場合を除き、通所定員を超えて利用させない。

(営業日及び営業時間)

第7条 営業は次の通りとする。

○営業日 : 月～土 (12/30～1/3 を除く)

○営業時間 : 8:30～17:00

○サービス提供時間 : 10:00～16:15

※時間延長サービスは8時間を超えた1時間までの時間範囲とする。

第4章 利用者に対するサービスの内容及び利用料その他

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 施設は、サービス提供の開始に際し、利用申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(利用申込、終了)

第9条 心身の状況及び病状並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に認知症状態にある要介護者等に対しては、必要に応じその特性に対応しサービスを提供する。

- 2 正当な理由なくサービス提供を拒否しない。
- 3 利用申込に際して、心身の状況、病歴等の把握に努めるなど多職種による通所判定を行う。
- 4 利用申込者が入院治療を必要とする場合や、利用所申込者に対して適切な便宜を提供することが困難な場合には、適切な医療機関や介護保険施設等、紹介する措置を速やかに講じる。
- 5 利用終了に際して、居宅介護支援事業所に対する情報の提供や市区町村及び医療・福祉サービス提供者との連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 利用の際に要介護認定を受けていない申込者について、要介護認定の申請が行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合、利用申込の意思を踏まえ速やかに申請が行われるよう支援する。

- 2 要介護認定の更新は、有効期限が終了する1ヶ月前にできるよう必要な支援を行う。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第11条 通所リハビリ計画の作成については、理学療法士・作業療法士等多職種協力し作成する。

- 2 通所リハビリ計画の作成を担当する職員は、利用者の能力、置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、その課題に基づいた通所リハビリ計画を作成する。
- 3 通所リハビリ計画の原案について利用者に説明し、同意を得る。
- 4 従業者は、サービス計画の作成後においても実施状況を把握し、必要に応じてサービス計画の変更を行う。

(サービスの取り扱い方針)

第12条 利用者の心身等の状況に応じて、適切な処遇を行う。

- 2 サービスの提供は、通所リハビリ計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 利用者またはその家族に対してサービス提供など必要事項をわかりやすく説明する。
- 4 利用者本人または他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体の抑制など行動を制限する行為は行わない。
- 5 サービスの質の向上評価などを行い、改善を図る。

(機能訓練)

第13条 施設は、利用者の心身的諸機能の回復を図り、日常生活の自立を助けるため、作業療法その他必要なりハビリテーション機能強化を計画的に行う。

(食事の提供)

第14条 食事の提供は、利用者の身体状況、嗜好を考慮したものとする。食事時間は下記の通りとする。

- ① 昼食 12:00～12:45

(相談及び支援)

第15条 常に利用者の心身の状況及び病状並びにその置かれている環境等の把握に努め、利用所者又はその家族に対して、適切な相談・助言を行うとともに、必要な助言を行う。

(利用料その他の費用の額)

第16条 利用者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用品費、おむつ代、活動費等その他の利用料を、重要事項説明書、料金表に掲載の料

金により支払いを受ける。

- 4 サービスの提供にあたって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し利用者の同意を得る。
- 5 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合は、利用所者から支払いを受け利用の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 6 利用料については、介護保険改正により改定する場合は、十分な説明を行う。

第5章 通常の事業の実施地域

第17条 通常の事業の実施地域は、厚別区、平岡公園東・平岡・北野地区（清田区）川下（白石区）・江別市文京台・大麻地区、北広島市西の里・虹ヶ丘地区とする。

第6章 施設利用にあたっての留意事項

（禁止行為）

第18条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または時の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ② けんか、口論、ハラスメントなどで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 指定した場所以外で火気を用いること。
- ④ 故意に施設若しくは物品に損害を与え、施設内の備品や物品を持ち出すこと。

（当施設からの解除）

第19条 施設は、利用者及び家族に対して、次に掲げる場合には通所リハビリサービスを解除・終了することができる。

- 1 利用者が要介護認定において自立と判断された場合。
- 2 施設において実施される通所継続検討会議において、通所終了後に自立した居宅においての生活できると判断された場合。
- 3 天災事変、施設設備の故障などで施設利用の継続が不可能になった場合。

第7章 非常時対策

（非常災害対策）

第20条 非常災害備えて必要な整備を設け、防災、避難に関する計画の作成、対策を行う。

- 2 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 3 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 4 非常災害に備え、少なくとも年2回は防災・避難訓練（夜間及び地震を含む）等を行う。
- 5 当施設は、（4）に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携努める。非常災害備えて必要な整備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

（業務継続計画の策定）

第21条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

（受給者証の確認）

第22条 サービスの提供を求めた場合は、その被保険証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及

び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

(利用者に関する市区町村への通知)

第23条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市区町村に通知する。

- 1 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

(勤務体制の確保)

第24条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 施設の従業員によってサービスを提供する。但し、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(衛生管理)

第25条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1)当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2)当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3)当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4)「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(協力医療機関)

第26条 下記のとおり、協力医療機関・歯科医療機関を定める。

・協力医療機関

- ①名 称 東札幌病院
住 所 札幌市白石区東札幌3条3丁目7-35
- ②名 称 交雄会新さっぽろ病院
住 所 札幌市厚別区厚別中央1条6丁目2-5

・協力歯科医療機関

- ①名 称 東札幌病院 歯科口腔外科
住 所 札幌市白石区東札幌3条3丁目7-35
- ②名 称 サンピアザ歯科診療所
住 所 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目7-2 サンピアザ3F

(掲示)

第27条 施設内に運営規程の概要、協力病院、利用料その他を掲示する。

(秘密保持および個人情報の保護)

第28条 施設の従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさない。

- 2 他医療機関、居宅介護支援事業所等に対し、利用者またはその家族に関する個人情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。
- 3 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な

理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止)

第29条 居宅介護支援事業所またはその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

(苦情処理)

第30条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付などは支援相談員等が行う。

2 利用者からの苦情に関する調査に協力し、市区町村から指導または助言を得た場合は、必要な改善を行う。概要は別紙1に記す。

(地域との連携)

第31条 運営にあたって、地域住民または住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第32条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、市区町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

5 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、施設の責任に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(記録の整備)

第33条 従業者は設備及び会計に関する記録等を整備する。

2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、簡潔日から最低3年間保持する。

(身体の拘束等)

第34条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第35条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第36条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

第37条 この規程に定める事項のほか運営に関する重要事項は、医療法人東札幌病院と施設管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。
平成13年1月1日より施行する。
平成13年11月1日より施行する。
平成14年4月1日より施行する。
平成15年4月1日より施行する。
平成16年3月1日より施行する。
平成16年4月1日より施行する。
平成17年1月1日より施行する。
平成17年4月1日より施行する。
平成17年10月1日より施行する。
平成21年4月1日より施行する。
平成22年4月1日より施行する。
平成26年4月1日より施行する。
平成27年4月1日より施行する。
平成30年4月1日より施行する。
平成30年8月1日より施行する。
令和1年7月1日より施行する。
令和1年10月1日より施行する。
令和3年4月1日より施行する。
令和6年6月1日より施行する。
令和7年4月1日より施行する。